

法人法制についての一考察

片 木 晴 彦

1 はじめに

周知のごとく、平成18年(2006年)に、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の成立、民法の法人に関する法律の大幅な削除など、非営利法人制度について、根本的な改正が実施された⁽¹⁾。その前年に成立した会社法とともに、わが国の法人法制を根本的に改革する内容となり、会社法の研究者の立場からも、大変に興味深い改正となった。

制度の整備から10年余を経て、会社法、非営利法人制度ともにその内容について振り返る試みがなされている⁽²⁾。会社法では、平成26年に新たな改正が実現し、非営利法人についても各種の改正が実現している。しかしなお、特に、非営利法人のガバナンス制度については、従来営利法人である株式会社にのみ規定されていた各種の規律の導入の是非、あるいは各種の非営利法人制度間の差異の合理性が問われているようである⁽³⁾。

本稿では特に、従来会社法で検討されてきた解釈論上の問題について、法人制度一般の問題としてどこまで再検討が求められるのか、会社法における解釈の再検討、あるいは営利法人・非営利法人の差異に着目した解釈論の必要性について検討することとしたい。とりあげるのは代表取締役その他の法

(1) 仲田裕康「一般社団・財団法人法の概要」ジュリスト1328号2頁(2007年)。

(2) 特に非営利法人について、日本私法学会81回大会シンポジウム『非営利法人に関する法の現状と課題』私法80号(2018年)、NBL1104号(2017年)。

(3) 佐久間毅「企画の趣旨」NBL1104号4頁(2017年)。

人の代表の代表権に対する制限と、制限に違反した場合の取引等の効力、そして理事や取締役の法人に対する責任、第三者に対する責任である⁽⁴⁾。

2 法人代表者の代表権の制限について

平成 18 年改正前の民法 53 条は、「理事は、法人のすべての事務について、法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあっては総会の決議に従わなければならない」旨を規定し、さらに、同 54 条は、「理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない」旨を規定する。逆に言えば、代表権に対する法人内の規則による制限は、当該制限を知っている者に対しては、有効に主張しうる。

他方で、法令で定められている手続き、特に理事会や取締役会の決議が求められるにもかかわらず、決議を経ることなく代表者が取引を行った場合の当該取引の効力については、最高裁判所の判例が示されているが、学説上は様々の見解が示されている。

法人の代表権をめぐる以上の二つの制約についての判例、法人法制の状況および学説を確認してみよう。

(2) 代表権の定款等による制約：最高裁昭和 60 年 11 月 29 日判決⁽⁵⁾ (以下では「最高裁昭和 60 年判決」と記す)

最高裁昭和 60 年判決では、漁業協同組合 (被上告人) の理事長が、理事会の承認を得ずに被上告人を代表して組合所有の土地を上告人に売却した場合の売買契約の有効性が争われた。被上告人の定款 31 条は、組合長はこの組合

(4) 本稿は、2018 年 9 月 8 日に、広島大学において開催された民事法研究会で行った報告に加筆したものである。個別に氏名を記していないが、同研究会で貴重な意見を提供してくれた諸先生方に感謝申し上げる。

(5) 最判昭和 60 年 11 月 29 日民集 39 卷 7 号 1760 頁。

を代表し、理事会の決定に従って業務を処理すると規定し、同33条は、固定資産の取得または処分に関する事項を理事会の決定事項と規定していた。なお、事件当時の水産業協同組合法45条は、平成18年改正前民法54条を準用し、また同法には「理事会」に関する法規定はなく、理事会制度とその決議事項は、定款による任意の規制であった。

最高裁昭和60年判決が示した判例法理としては、以下の3つを挙げることができよう。

第1 水産業協同組合法45条の準用する民法54条にいう「善意」とは、理事の代表権に制限を加える定款の規定または総会の決議の存在を知らないことをいう。

第2 善意についての主張・立証責任は第三者にある。

第3 第三者が水産業協同組合法45条の準用する民法54条にいう善意であるとはいえない場合であっても、第三者において、漁業協同組合の理事が当該具体的行為につき同組合を代表する権限を有するものと信じ、かつ、このように信じるにつき正当の理由があるときは、民法110条を類推適用し、同組合は右行為につき責任を負うものと解するのが相当である。

最高裁昭和60年判決は、水産漁業協同組合の定款の規定を「代表権の制限」であると理解したうえで、民法54条の適用について検討する。また、判決は法人の理事の代表権が定款によって制限されている事情を相手方が知っている場合で、なお当該具体的行為について、理事会の決議等を得て理事が適法に行為していると信じたときに、民法110条の類推適用による権利関係の調整を図るものと理解される⁽⁶⁾。

なお当時の商法は、株式会社の代表取締役について、民法54条を準用しているので（正確には、合名会社の代表社員について民法54条を準用する商法78条を、商法261条で株式会社の代表取締役に準用）、上記の判例法理は株

(6) 森泉章・昭和61年度重判解（ジュリ臨増887号）59頁。

式会社の代表取締役にも適用されることになる⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

(3) 取締役会の決議を欠く取引の効力：最高裁昭和40年9月22判決⁽⁹⁾（以下では「最高裁昭和40年判決」と記す）

平成17年改正前商法260条に基づき、取締役会で決議すべき事項について、代表取締役が決議なく行った取引の効力について、最高裁昭和40年判決は、「代表取締役は、株式会社の業務に関し一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する点にかんがみれば、代表取締役が、取締役会の決議を経てすることを要する対外的な個々の取引行為を、右決議を経ないでした場合でも、右取引行為は、内部的意思決定を欠くに止まるから、原則として有効であって、ただ、相手方が右決議を経ないことを知りまたは知り得べかりしときに限って、無効である、と解するのが相当である」と述べる⁽¹⁰⁾。

最高裁昭和40年判決当時の商法260条は、「会社ノ業務執行ハ取締役会之ヲ決ス支店ノ設置、移転及廃止並ニ支配人ノ選任及解任亦同ジ」と記すのみである。昭和56年商法改正により、商法260条では、重要な財産の譲渡など

(7) 現行会社法は、会社の代表取締役の権限について、平成18年改正前民法53条・54条に相当する規定を、会社法349条4項および5項として規定する。

(8) なお、善意の立証責任について、第三者にあるとする判例法理については、自己に有利な法律効果の発生を定める法条の適用を求める者が主張・立証責任を負うとする一般原則からこれを肯定する者もあるが（森泉章・前掲注（4）59頁、山田誠一「一般社団・財団法人法におけるガバナンス」ジュリ1328号23頁（2007））、特に商事法の立場からは、これに反対する見解が有力であり（江頭憲治郎『株式会社法』〔第7版〕410頁注（7）（2017年・有斐閣））、善意の対象は定款の規定や総会の決議による制限といった法人側の主張であり、法人が取引の相手方に告げるべきことであるとして、民法の立場からもこの見解に賛成するものがある（能美善久・民法判例百選Ⅰ〔第6版〕65頁）。

(9) 最判昭和40年9月22日民集19巻6号1656頁。

(10) 事案は、株式会社の代表取締役が、取締役会の承認を経ることなく、会社のほぼすべての資産に該当する工場跡地を中小企業協同組合に売却したものである。

列記された事項「其ノ他ノ重要ナル業務執行ニ付テハ取締役ニ決セシムル」
 ことができない旨が第2項として規定され(取締役会の専決事項に関する規定)現行会社法362条4項に引き継がれる(会社法362条4項5号6号は、会社法制定時に新設)。法規定の変更にかかわらず、最高裁は、昭和40年判決の判例法理を維持することを明確にしている⁽¹¹⁾。

(4) 現行の法人法制

平成18年民法改正により、民法53条・54条は廃止され、株式会社の代表取締役については、会社法349条4項5項が、これらの規定を引き継ぐ。

非営利法人についても、法人の代表者について平成18年改正前民法53条・54条に相当する規律が定められているが、同時に、平成18年の改正あるいはその後の改正により、理事会に関する規律が整備されている⁽¹²⁾。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下では「一般法人法」と記す)は、一般社団法人の代表理事の権限について、77条4項5項において、会社法349条4項5項と同一の規定を置くが(以下では「包括代表権に関する規律」と記す)、90条4項において会社法362条4項と同じく、理事会が理事にその決定を委任することができない重要な業務執行を規定する(以下では「理事会の専決事項」と記す)⁽¹³⁾。77条4項5項や90条4項は、一般財

(11) 最判平成21年4月17日民集63巻4号535頁。同判決はまた、株式会社の代表取締役が取締役会の決議を経ないで重要な業務執行に該当する取引をした場合、取締役会の決議を経ないことを理由とする同取引の無効は、原則として会社のみが主張することができる旨をも判示する。

(12) 参照、佐久間毅「法人通則—非営利法人法制の変化を受けて」NBL1104号47頁(2017年)。

(13) 一般社団法人では理事会の設置は任意であるが(一般財団法人では必須：一般法人法170条)、理事会の設置は登記事項であり、会社法908条1項と同様に、登記事項については、登記の後は、正当な事由によって登記があったことを知らなかったときのみ、登記事項についての善意を主張しうる(一般法人法299条1項・301条2項7号)。

団法人の理事，理事会にも準用される（一般法人法 197 条）。

農業協同組合においても，理事会は必置機関である（農業協同組合法 32 条 1 項）。理事会は，組合の業務執行を決し，理事の職務の執行を監督する（同条 3 項）。ただし，理事会の専決事項については規定がない。法人代表の包括代表権に関する規律については，35 条の 3 第 2 項および 35 条の 4 第 2 項（会社法 349 条 5 項の準用）に定める。漁業協同組合（水産業協同組合法 36 条，39 条の 3 第 2 項，39 条の 4 第 2 項），消費生活協同組合（消費生活協同組合法 30 条の 4 第 1 項第 3 項，30 条の 9 第 2 項 3 項），中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法 36 条の 5，36 条の 8 第 2 項第 3 項）も同様の規律である。

医療法人では，社団たる医療法人は，社員総会，理事，理事会及び監事を置かなければならず，財団たる医療法人は，評議員，評議員会，理事，理事会及び監事を置かなければならない（医療法 46 条の 2）。理事長の包括代表権に関する規律については 46 条の 6 の 2 第 1 項第 2 項に，理事会の専決事項に関しては 46 条の 7 第 3 項に定める。

社会福祉法人の機関構造は，一般財団法人の機関構造と同様であり，評議員，評議員会，理事，理事会および監事を置かなければならない（社会福祉法 36 条）。理事会の専決事項については社会福祉法 45 条の 13 第 4 項に，社会福祉法人の業務を執行する理事長の包括代表権に関する規律は 45 条の 17 第 1 項 2 項に規定される。

学校法人も財団法人の構成であり，理事，理事会，監事，評議員，評議員会を置かなければならない（私立学校法 35 条，36 条，41 条）。理事会は学校法人の業務を決し，理事の職務の執行を監督するものとされるが（同 36 条 2 項），理事会の専決事項については規定されていない。他方で，予算や借入金など，一定の重要事項については，理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くことが求められるが，これらの事項について，寄付行為で評議員会の決議を要するものとするのできる（同 42 条 1 項 2 項）。最高裁判所の判例は，借入れについては評議員会の議決を要する旨の寄付行為の規定があるにかか

ならず、手続を履践することなく、理事が借入れを行った場合に、寄付行為の規定は代表権に加えた制約と解され、当時の私立学校法49条が準用する平成18年改正前民法54条にもとづき、寄付行為所定の制限を知らず、かつこれにつき無過失であったと認められる取引の相手方との関係で借入れを有効と判断している⁽¹⁴⁾。

(5) 学説の展開と展望

平成17年改正前商法260条2項や会社法362条4項は、法令による制約であり⁽¹⁵⁾、これらの制約について、善意である余地はないと理解すると、最高裁昭和60年判決の判例法理からは、取締役会の決議が適法になされたなど、代表取締役が権限を有していると信じ、信じたことに正当な理由があると認められる場合に、民法110条にもとづく救済のみを認める、という帰結も論理的には一貫している⁽¹⁶⁾。平成17年改正前商法260条2項についても、このように理解する見解もあった⁽¹⁷⁾。

最高裁昭和60年判決の上告人は、上告理由において、最高裁昭和40年判

(14) 最判昭和58年6月21日判時1082号45頁、金判676号12頁。なお現行私立学校法では49条は削除され、理事長の包括代表権に関する規律については、規律は設けられていない。理事長以外の理事も、寄付行為の定めるところにより、学校法人を代表する権限を有するが(私立学校法37条2項)、代表権の範囲に関する定めは、登記事項とされる(組合等登記令2条2項6号)。佐久間は、寄付行為による理事長の代表権の制約について、一般法人法77条5項を類推適用することを主張する。佐久間前掲注(12)・49頁。

(15) なお、現行会社法の下では、公開会社でない株式会社では、取締役会の設置は原則として任意であるが(会社法337条1項)、取締役会の設置は登記事項であり(同911条3項15号)、登記事項については、登記の後、「正当な事由によってその登記があることを知らなかった」者のみが、善意者としての保護を受ける(同908条1項)。判例では「正当な事由」は、交通・通信の途絶、登記簿の滅失など登記簿の閲覧につき客観的な障害があるなど特段の事情がある場合に限っており(最判平成6年4月19日民集48巻3号922頁)、登記事項については登記の後、「悪意」が擬製される。

決を引用し、定款による代表権の制限が代表者の業務執行の前提となる法人の意思決定にかかるものである場合、万一代表者がこれに違反して対外的な個々の取引行為をなしても代表者の行為は原則として有効なものと解すべきであり、ただ第三者が代表者の具体的行為が制限に違反していることを知り、または知り得べきときに限って無効と解すべきであると主張し、原判決が水産業協同組合法 45 条の準用する民法 54 条の解釈を誤り、また最高裁昭和 40 年判決に違反すると主張する。

この主張に対して最高裁昭和 60 年判決は、民法 54 条の解釈については、上記のように述べて上告人の主張を退け、昭和 40 年判決との関係については、「事案を異にし、本件に適切でない」と述べるのみである。その意味について、株式会社は営利を目的とするものであるのに対し、水産業協同組合は公益法人であるとの点をも考慮したとの理解が示されていることが注目される⁽¹⁸⁾。

近年の会社法の研究者の学説では、最高裁昭和 40 年判決の法理については、判例法理の文言上取締役会決議のないことを「知ることができたとき」、つまり相手方が軽過失の場合にも保護されない結果となること⁽¹⁹⁾などを根拠に批判が多い⁽²⁰⁾。取締役会の決議について、判例と同じく内部的な手続に過ぎず、当該決議を欠く場合でも代表取締役の行為は有効であると理解しつつ、商事取引一般に認められる「一般悪意の抗弁」により⁽²¹⁾、または最高裁昭和 40 年

(16) 最判昭和 34 年 7 月 14 日民集 13 卷 7 号 960 頁は、地方公共団体の現金の出納業務については収入役の専権に属し、地方公共団体の長は現金を出納する権限を有しないにもかかわらず、地方公共団体の長自身が他よりの借入金を現実を受領した場合に民法 110 条の類推適用を認めつつ、法令の規定にもとづく制約である以上、地方公共団体の長に金員を受領する権限があると信じたことについての「正当な理由」はたやすく認めるべきではないとして、正当な理由の存在を肯定した原審の判断を破棄し、事案を原審に差し戻した。

(17) 上柳克郎外編『新版注釈会社法 (6)』165 頁 [山口幸五郎] (1986 年・有斐閣)、田中誠二『三全訂会社法詳論上巻』(1993 年・勁草書房) 602 頁、河本一郎『現代会社法 [新訂第七版]』(1995 年・商事法務研究会) 384 頁。

(18) 最高裁判所判例解説民事篇昭和 60 年度 447 頁 [中田昭孝]。

判決の判例法理によりつつ、相手方が悪意または重過失の場合のみ、取引の無効を主張できるとする見解も主張されるが⁽²²⁾、近年では、会社法349条5項にもとづく規律は会社法362条4項にもとづく制約をも含むものと理解し、有効な取締役会決議がないことについて、相手方が悪意(重過失がある場合には、悪意と同等と理解される)でない限り、代表権の制約を相手方に対抗できない、と解する見解が有力である⁽²³⁾。

それでは、非営利法人について、理事会に関する規定や理事会の専決事項に対する規定が整備される段階に至っている現在、最高裁判所が示す2つの判例法理について、どのような展望を示すべきか⁽²⁴⁾。

問題点は、定款などの自主的な制約を代表権の制約と解しつつ、法規範による手続の請求を代表権の制約ではなく、内部的制限に過ぎないと解する判例法理の理論的な整合性、あるいは会社法349条5項や一般法人法77条5項による善意者の保護について、規範そのものについての善意・悪意と、規範を前提とする規範の具体的な適用と規範の違反についての善意・悪意の双方を含むものと解することの理論的な整合性⁽²⁵⁾の問題と、代表者が法人内の定められた手続に違反して行為した場合の法人の保護と、第三者の保護との間

(19) ただし、下級審において相手方に過失があると認められた事案について、控訴審で覆され、過失を認めない控訴審判決が最高裁判所によって支持されることが多く、高裁レベルで過失が認められることは非常に少ない。東京地判平成10年6月29日判時1669号143頁およびその控訴審東京高判平成11年1月27日金判1062号12頁、那覇地判平成9年3月25日判時1617号131頁およびその控訴審福岡高裁那覇支判平成10年2月24日金判1039号3頁など。

(20) 松井智予・最高裁昭和40年判決判例評釈会社法判例百選第3版133頁(2016年)。

(21) 大隅健一郎=今井宏『会社法論』中巻〔第3版〕204頁(1992・有斐閣)。

(22) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』432頁注(4)(2017・有斐閣)。

(23) 落合誠一編『会社法コンメンタール(8)』20頁〔落合誠一〕(2009年・商事法務)。少なくとも会社法349条5項については、会社が相手方の悪意、または重過失を主張・証明する責任を負うと理解されている。

(24) 中原太郎・民法判例百選I総則・物権〔第8版〕65頁(最高裁昭和60年判決評釈)。

の権利調整について、営利法人と非営利法人について、統一的な解決が望ましいのか、法人の性質に応じた異なる解決が望ましいのかという、やや政策的な問題とが問われているように思われる。

非営利法人について、法人の保護を徹底して、法に規定する理事会決議を欠く代表者の取引の効力を、民法110条により規律するとの見解は、少なくとも最近では見当たらない。他方で、会社法研究者では有力な、取引の安全を重視する見解、すなわち相手方が手続違反について、悪意である、あるいは少なくとも重過失の場合のみ、法人による無効の主張を認めるという見解ではなく、むしろ、相手方に悪意または過失がある場合には、法人側から無効を主張しようという見解が有力である⁽²⁶⁾。一般法人法90条4項は法人にとって重大な一定の取引について、法律で代表権を特に制限する場合なので、一般法人法77条5項は適用されず、取引の相手方が悪意または有過失の場合には、法人がその取引の無効を主張できるという⁽²⁷⁾。

学説からの批判にもかかわらず、最高裁判所が、会社法362条4項に関する判例法理を変更する見込みは薄いと考えると、営利法人、非営利法人を問わず、法で要求される取締役会ないし理事会の決議を欠くままに代表者が行った取引の効力については、決議を欠いたこと（手続に違反していること）について「悪意または過失のある」相手方に対して法人は取引の無効を主張することができる、という規律に従うことになる。

しかし、株式会社における従来事例では、判例は「過失」の認定に慎重で、実質的には重過失がある場合にのみ無効の主張を認めるに近い、と理解され

(25) 山田誠一「法人の理事と代表権の制限－定められた手続の履践をしないでした理事の行為の効果の法人への帰属」星野英一先生古稀祝賀『日本民法学の形成と課題(上)』123頁(1996・有斐閣)。また参照、上柳克郎・民商95巻3号100頁(最高裁昭和60年判決判例評釈)。

(26) 四宮和夫＝能美善久『民法総則[第9版]』133頁(2018・弘文堂)。

(27) 四宮・前掲注(26)、135頁。

ているのに対して⁽²⁸⁾、非営利法人に対する前記判例法理の適用では、「有過失」の第三者に対しても法人が取引の無効を主張することで、法人の保護を強化することが想起される。

同じ判例法理のもとにありながら、「過失」の実質的な評価が大きく分かれることについては、裁判結果の予測可能性を害する、との批判も予想される。

しかし、本来「過失」の判断、上記の判例法理に則していえば、取引の相手方に法人における手続の遵守についてどの程度の注意・調査義務を課すべきかは、それぞれの事案ごとに異なりうることは当然であり、また多様な事業目的を有する株式会社の場合と、法人の目的が比較的限定されている非営利法人とで、取引観念上相手方に求めうる注意義務の内容が異なることは、必ずしも不合理ではない⁽²⁹⁾。また非営利法人であっても、非営利法人の本体業務が問題となっているのか、収益事業が問題となっているのか、また本体業務であるとしても株式会社の業務と同じような事業性の高い取引なのかどうかによっても、相手方の注意・調査義務は異なりうるだろう。

このように見ると、法で要求される取締役会、理事会の決議を欠くままに代表者が行った取引の効力について、決議を欠いたこと（手続に違反していること）に「悪意または過失のある」相手方に対して法人は取引の無効を主張することができる、という統一的な規律に従いつつ、具体的な過失の内容については、法人の違い（営利法人、非営利法人、また非営利法人においても事業性の高い取引を行う法人とそれ以外の法人）、取引の内容や態様などによって事案に則した解決を導くという考え方は、それなりに当事者間の権利関係を調整しうる合理的なものとして理解できる余地がありそうである。

(28) 前掲注(19)の諸裁判例参照。

(29) 特に金融機関の場合には、通常の企業と比べて、取引先企業の財務状態の詳細を知りうる立場にあり、取締役会決議を要するとの認識を持ちうる場合には、何らかの形で取締役会決議の存在を確認すべきとも指摘されている。稲葉威雄「商法改正と銀行取引」金法1002号11頁(1982)。

3 役員 of 法人に対する責任

(1) 法の規律

会社法 423 条 1 項は、「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（役員等）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」旨を規定する。

同項の前身である平成 17 年改正前商法 266 条 1 項 5 号に基づく取締役の会社に対する損害賠償責任について、判例は「取締役がその任務を懈怠して会社に損害を被らせることによって生ずる債務不履行責任であるが、法によってその内容が加重された特殊な責任」⁽³⁰⁾と理解するが、責任発生の要件は、民法 415 条と変わることなく、債務不履行（任務懈怠 = 善管注意義務違反）の事実、損害発生、損害と債務不履行との間の因果関係があれば、役員等に帰責事由が存しないと理解すべき特段の事情のない限り、役員 of 損害賠償責任が生じる。

一般法人法 111 条 1 項、農業協同組合法 35 条の 6 第 1 項、水産業協同組合法 39 条の 6 第 1 項、中小企業等協同組合法 38 条の 2 第 1 項、医療法 47 条 1 項、社会福祉法 45 条の 20 第 1 項も、理事がその任務を怠ったとき、これによって法人に生じた損害を賠償する責任について規定する。これに対して、私立学校法や宗教法人法では、理事 of 法人に異なる損が賠償責任について、規定しない。

もっとも、役員と会社・法人との関係は委任に関する規定に従う（会社法 330 条、一般法人法 64 条）ので、役員 of 任務の中心は善管注意義務（民法 644 条）を尽くして法人の経営に当たることにある。役員 of 法人に対する損害賠償責任についての特別の規定がない場合でも、善管注意義務違反にもとづく債務不履行責任は負うことになる。

(30) 最判平成 20 年 1 月 28 日民集 62 卷 1 号 128 頁。

(2) 経営判断原則

取締役の義務の中心は善管注意義務であり、特定の結果を生じさせることではなく、結果発生に向けて専門家としての知見を発揮して努力する「手段債務」であること、その決定と事務の執行に裁量の幅があること、従って、ある結果の発生ないし不発生が当然に債務不履行となるものではなく、結果の発生ないし損害の回避に向けて必要な注意義務を怠ったことの主張・立証があつて初めて債務不履行=任務懈怠が肯定されることは、医療行為等と異なるところはない⁽³¹⁾⁽³²⁾。

しかし、特に取締役が行つた経営判断について、取締役の任務懈怠を問う場合に、取締役の裁量の枠を特に広く認める、いわゆる「経営判断原則」が主張される。同原則の内容を詳述する裁判例を引用する⁽³³⁾。

「企業の経営に関する判断は、不確かかつ流動的で複雑多様な諸要素を対象にした専門的、予測的、政策的な判断能力を必要とする総合的判断であるから、その裁量の幅はおのずと広いものとなり、取締役の経営判断が結果的に会社に損失をもたらしたとしても、それだけで取締役が必要な注意を怠つたと断定することはできない。「このような経営判断の性質に照らすと、」裁判所としては、実際に行われた取締役の経営判断そのものを対象として、その前提となつた事実の認識について不注意な誤りがなかつたかどうか、また、

(31) 渡辺達徳「取締役の任務懈怠責任—民法から」潮見佳男・片木晴彦編集『民・商法の溝を読む』(2013年、日本評論社)123頁、吉原和志「取締役の任務懈怠責任—商法から」同131頁。

(32) ただし、取締役による法令違反行為については、最高裁判所の判例(最判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁)は、法令に違反する行為をすることを任務懈怠と捉えたうえで、当該行為が法令に違反するとの認識がなく、認識を有するに至らなかつたことにはやむを得ない事情があつたという場合に、帰責事由の不存在(無過失)の抗弁の成立する余地を認める。

(33) 東京地判平成5年9月16日判時1469号25頁。

その事実に基づく意思決定の過程が通常の企業人として著しく不合理なものでなかったかどうかという観点から審査を行うべきであり、その結果、前提となった事実認識に不注意な誤りがあり、または意思決定の過程が著しく不合理であったと認められる場合には、取締役の経営判断は許される裁量の範囲を逸脱したものとなり、取締役の善管注意義務または忠実義務に違反するものと解するのが相当である」。

そして最高裁判所は、いわゆる経営判断原則を取締役の善管注意義務違反の判断基準として初めて位置づけたとされる事件において、「決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである」と判示する⁽³⁴⁾。

取締役の善管注意義務について、経営判断原則という、特殊な基準を採用する根拠としては、高いリスクを受容する、株式会社制度の本質があげられる。すなわち、医療行為などでは、患者に対するリスクを最小限に留めることを前提として、その裁量を働かせることが求められるが、投資の分散によって株主は自己のリスクをコントロールすることができるのであり、個々の経営者には、あえてリスクが高くとも、成功すれば高い収益が見込まれる経営判断を行うことが許容され、社会の発展のためにもむしろそれは望ましい。そのために、失敗の場合のリスクを取締役に負わせるべきではないとされる⁽³⁵⁾。

(3) 金融機関の善管注意義務

「金融機関の経営者は、融資等の業務執行における判断にあたって、一般の事業会社の経営に比べよりリスクを避けることが、会社法上の法令遵守義務

(34) 最判平成22年7月15日判時2091号90頁。吉原和志・会社法判例百選第3版104頁(2016年)。

(35) 大杉健一「経営判断原則の存在意義と司法審査のあり方」江頭憲治郎編『株式会社法大系』310頁(2013年・有斐閣)、吉原前掲注(31)135頁。

や善管注意義務の内容として求められていると考えられる」とされる⁽³⁶⁾。

最高裁判所が、経営判断原則の枠組みの中であっても、なお取締役の任務懈怠、すなわち善管注意義務違反に基づく責任を肯定した例の多くは、金融機関の融資をめぐるものである⁽³⁷⁾。刑事事件においてであるが、最高裁判所は「融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものであると解され、所論がいう経営判断の原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまるといわざるを得ない」⁽³⁸⁾と判断する。

注目すべきは、破綻金融機関のずさんな貸付行為について経営者の善管注意義務違反を問う裁判例では、株式会社である銀行の取締役と、非営利法人である信用金庫・信用組合の理事との区別は特になされていないことである⁽³⁹⁾。株式会社という営利法人の取締役であるか、信用金庫や信用組合という非営利法人の理事であるかではなく、金融機関の経営者としての地位が善管注意義務の内容を規定しているのである。

(4) 非営利法人における経営判断原則

非営利法人の理事が行う事業上の判断について、株式会社の取締役と同様の「経営判断原則」を認める余地はあるか。

(36) 岩原紳作「金融機関取締役の責任」落合誠一先生還暦記念『商事法への提言』173頁(2004年・商事法務)。

(37) 最判平成20年1月28日判時1997号148頁、最判平成20年1月28日判時1997号143頁、最判平成21年11月27日判時2063号138頁など。

(38) 最決平成21年11月9日刑集63巻9号1117頁。

(39) 信用金庫、信用組合の理事の経営判断の誤りについて善管注意義務違反が問われた例として、例えば以下のものがある。大阪地判平成13年5月28日判時1768号121頁、その控訴審である大阪高判平成14年3月29日金判1143号16頁、富山地判平成16年12月1日判決LLI/DB判例秘書登載、札幌地判平成17年4月22日LLI/DB判例秘書登載、宮崎地判平成23年3月4日判時2115号118頁。

たとえば、学校法人や宗教法人、社会福祉法人、また公益認定を受けた一般社団法人や一般財団法人は、いずれもその本来の目的に支障ない範囲で、収益を本来の事業に充てることを前提に収益事業が認められている（私立学校法 26 条、宗教法人法 6 条 2 項、社会福祉法 26 条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 5 条 7 号）。収益事業を営む範囲内では、当該収益事業において株式会社と競争することが求められ、この事業活動についての判断において、株式会社と同程度の裁量を否定する根拠はないとも解しうる。しかし他方で、収益事業を行うに当たり課せられている上記の制約を考える限り、理事の経営判断について、株式会社の同様のリスク負担が許容されるわけではない考えるべきだろう。

各種協同組合の行う事業については、収益事業を営む余地はないと解されているが、事業内容は、多くの場合、株式会社と競合している。また社会福祉法人が実施する高齢者施設その他高齢者向けサービスの運営のように、株式会社と競合する事業を営むことも少なくない。このような事業活動を行う以上、それに伴う理事の判断については、一定の裁量が認められるべきことは、間違いない。

協同組合型金融機関の理事の善管注意義務については、株式会社である銀行の経営者と区別なく、経営判断の原則が適用される余地が限定的なものにとどまると理解されていることは、既に見たとおりである。その他の事業についても、協同組合企業においては、その事業は構成員の利益のためになされること、社会福祉法人の行う事業についても、投資分散によるリスクの分散を前提としないことなどを考えると、少なくとも株式会社の取締役と同等のリスクが許容されているわけではないと考えるべきだろう。

4 役員 of 第三者に対する責任

(1) 法の規律

会社法 429 条 1 項によれば、会社の取締役その他の役員等がその職務を行

うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

一般法人法117条1項、農業協同組合法35条の6第8項、水産業協同組合法39条の6第8項、中小企業等協同組合法38条の3などは同一の規定をおく。協同組合の役員は協同組合に対する任務懈怠責任と、第三者に対する責任については、法人法制の改革以前から規定されている。医療法人や社会福祉法人については、近年の法改正で、理事の責任についての規律が整備されている(平成27年改正医療法48条1項、平成28年改正社会福祉法45条の21第1項)。他方で、私立学校法、宗教法人法には、理事の法人に対する責任、さらには第三者に対する責任についての規定がない。

(2) 最高裁昭和44年11月26日大法廷判決⁽⁴⁰⁾(以下では「最高裁昭和44年判決」と記す)

現在でもリーディングケースとされている、最高裁昭和44年判決は、平成17年改正前商法266条の3第1項(現行会社法429条1項)にもとづく取締役の責任の性質について、以下の解釈論を明らかにした。

第1に、同責任は、第三者保護のために法が株式会社の取締役に課した法定の特別責任であり、取締役の不法行為責任を排除するものではなく、同責任と競合する。

第2に、同項にもとづく責任は、取締役がその職務を行うについて悪意または重大な過失があり、取締役の任務懈怠行為と第三者の損害との間に相当の因果関係がある限り、会社が当該任務懈怠行為によって損害を被った結果、ひいては第三者に損害を生じた場合(間接損害)であると、会社に損害が生じたか否かにかかわらず、当該悪意または重過失にもとづく職務の執行によって直接第三者が損害を被った場合(直接損害)であるとを問わず、成立

(40) 最大判昭和44年11月26日民集23巻11号2150頁。

する。

第3に、同項にもとづく責任を追及する第三者は、当該取締役の会社に対する職務の執行において悪意または重過失があることを証明すれば足り、自己に対する加害につき取締役に故意または過失のあることを主張・立証することを要しない⁽⁴¹⁾。

(3) 会社法 429 条 1 項等の責任の理論的根拠

上記の判例法理にもとづいて、平成 17 年改正前商法 266 条の 3 第 1 項および会社法 429 条 1 項に基づく責任をめぐる多くの裁判例が積み上がっており、同条に基づく責任が拡大しているとも思われる。学説では、前記判例法理を前提としつつ、第三者責任の範囲を合理的に画するためにも、取締役が会社に対して任務懈怠がある場合に、当該行為が同時に第三者に対して違法と評価される実質的根拠を問うている。

いわゆる間接責任類型は、第三者が会社と取引した後に、取締役の著しく失当な業務執行（当然に会社に対する任務懈怠となる）により、会社の責任財産が毀損し、第三者の債権の価値が害される場合に、取引後に会社に対するコントロール機能を充分に有しない債権者を保護し、取締役を規律づけるために取締役個人に対する責任追及の余地が法定責任として認められる、と説明される。株式会社の有限責任を前提とする説明であり、説明そのものとしては比較的受け入れやすい。

問題は具体的な事例において、「悪意重過失の任務懈怠」をどのような基準で認めるかであろう。間接責任事例において、取締役の任務懈怠として非難されるのは、ずさんな経営判断であるのが通常である。取締役の経営判断が

(41) これに対して、松田二郎裁判官をはじめとする同判決の少数意見は、平成 17 年改正前商法 266 条の 3 は、民法 709 条の規定する不法行為法の特則であり、取締役が悪意・重過失のあるときのみ第三者に対して損害賠償責任があることを明らかにしたものであるとの解釈論を展開する。

善管注意義務違反と評価される基準については、いわゆる経営判断原則により、限定的に理解されていることは既に述べた。このような原則にもとづいてもなお善管注意義務違反と評価される事例が、さらに「悪意重過失」と評価される場合とは、無謀または明らかに不合理な経営判断に限定されるはずである⁽⁴²⁾。

第2に、間接責任事例では、会社自身が倒産していることが少なくない。この場合には、取締役の著しく不当な業務執行により、会社自身が損害を被っており、会社の倒産手続において、管財人が会社の債権回収の一環として、取締役の任務懈怠を根拠とする会社の損害賠償請求権（会社法423条1項）を追求することが想定される⁽⁴³⁾。このように倒産手続において管財人等から取締役の責任が追及されているときに、第三者が個別に取締役に対して損害賠償を請求して、自己の債権の回収を図ることの合理性が問われる。少なくとも倒産会社の株主が、独自に自己の株式の評価損失の賠償を取締役に追求することについては、解釈論上も否定的な理解が有力であるが⁽⁴⁴⁾、債権者に

(42) 森本滋「取締役の第三者に対する責任の機能とその適用範囲の拡大」金法1212号12頁(1989年)。岩原紳作編『会社法コメンタール(9)』355頁[吉原和志](2014年・商事法務)も、間接損害類型で取締役の第三者に対する責任が肯定されるのは、およそ経営判断らしい判断がなされておらず、放漫杜撰な経営としかいいようのない場合、あるいは、なされているとしても、経営判断の内容それ自体だけでなく、経営判断の前提となる情報収集・調査分析が著しく不十分であることも併せて、悪意と同視すべきはなほだしい任務懈怠がある場合であるという。

(43) 破産法177条～181条、民事再生法142条～147条、会社更生法99条～103条は、倒産手続において管財人等が役員の実質的な責任を追及する場合の取締役の財産の保全、また責任の査定手続について規定する。

(44) 吉原和志前掲注(42)382頁。裁判例としては、東京高判平成17年1月18日金判1209号10頁など。なお、違法な有利発行や不当な対価にもとづく組織再編により株主が直接に損害を受けた場合については、取締役の職務の遂行に悪意重過失のある限り、株主が取締役に対して429条1項にもとづいて損害賠償を請求することができることは、異論がない。

よる個別の責任追及と倒産法上の管財人等による責任追及との競合については、少なくとも解釈論上は、制限は困難であると思われる⁽⁴⁵⁾。

いわゆる直接責任事例の典型とされているのが、会社の経営の破綻が必至となり、新たな取引や債務負担の決済の見込みがない状態で、新たな取引を行う場合である。取引に「よって」最終的に会社の破綻が決定的となったのであれば、間接責任の問題となるが、すでに会社の経営破綻が必至となっている状態では、新たな債務の負担や取引は、会社に損失を発生させないと考えられる。およそ新たな取引に入ろうとする者は、自己の責任で契約の内容や相手方の信用状態を確認すべきであり、上記のような段階に至っても、会社の取締役には取引の相手方を保護するために取引を停止する義務が「会社に対する任務」として生じる余地はないと理解すると、支払い見込みのない段階での取引については、取締役の相手方に対する欺罔行為が認められる場合など取締役の不法行為責任が認められる場合にのみ相手方は取締役の個人責任を追及することができるのであり、不法行為責任を超えて会社法 429 条 1 項によって取締役の個人責任を第三者（経営破綻時に会社と新たな取引を行った相手方に限定される）が追及する理論的根拠はないと考えることもでき、このような見解も有力である⁽⁴⁶⁾。

これに対して、近年では、会社が債務超過または債務超過に近い状態では、株主と債権者のリスク選好が乖離するため、当該状況では社会的に不当なほどにリスクの高い取引が当該会社において選択される危険があり、このよう

(45) 名津井吉裕「役員責任追及と訴訟と法的倒産手続の開始」神作裕之外編『会社裁判にかかる理論の到達点』502頁（2014年・商事法務）。

(46) 山下友信「支払見込みのない手形振出と取締役の対第三者責任」上柳克郎先生還暦記念『商事法の解釈と展望』（1984年・有斐閣）290頁。最判昭和47年9月21日判時684号88頁は、会社の代表取締役が、会社において代金を支払う資力がないものである事情を知りながら、新たな契約により商品を買ひ受け、契約の相手方にその代金相当額の損害を与えた場合、当該取締役が契約の相手方に対し不法行為による損害賠償責任を負うことを肯定する。

な状況では、会社債権者の損失拡大を回避する義務が取締役の会社に対する善管注意義務の一環として認められる、との主張がなされる⁽⁴⁷⁾。

直接責任の事例としては、さらに、取締役の法令違反行為（取締役の会社に対する任務懈怠を構成する）によって第三者に損害が生じた場合に、法令違反行為という任務懈怠につき取締に悪意・重過失があったことを根拠に、会社法429条にもとづく損害賠償請求がなされる場合がある。取締役の法令違反行為は、会社に対する関係では任務懈怠となるが、法令違反行為の結果として損害を受けた第三者に対する不法行為を当然に構成するわけではない。取締役に悪意・重過失がある場合に、第三者に対する取締役の個人責任を認めることは、違法行為によって損害を被った第三者を保護し、また取締役の行為を規律づけるという観点から肯定的に理解されよう。

もっとも、最近では、取締役の職務の遂行が法令に違反し、その結果として、第三者に損失が生じた場合に、当該法令の保護範囲に含まれていると解される第三者に対する取締役の不法行為責任を肯定する事例が増えている。法令違反行為によって第三者の生命・身体が害された場合には、取締役の不法行為責任も肯定されやすいが、金融商品の販売などで違法な勧誘がなされた場合や⁽⁴⁸⁾、金融商品取引法上の開示義務にもとづいて作成する有価証券報告書などに虚偽の記載があり、同報告書に記載された情報が真実であることを前提に当該株式会社の株式等を購入した投資者が、虚偽の記載が明らかになった後の株価の下落等によって損失を被った場合など⁽⁴⁹⁾、第三者の経済的損失のみが問われている場合でも責任が認められている。

上記のような事例では、会社に対しても会社法350条（平成16年改正前民

(47) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』514頁（2017年・有斐閣）。この外参照、吉原和志前掲注（42）364頁。

(48) 最判平成17年7月14日民集59巻6号1323頁。

(49) 最判平成21年7月9日判時2055号147頁、最判平成23年9月13日金判1376号48頁など。

法 44 条)にもとづき損害賠償を請求する場合が少なくない。会社法 350 条は、会社の代表者が、その職務を行うについて第三者に加えた損害を会社が当然に賠償する責任を負うことを定めるが、同条にもとづく責任が成立するためには、代表者がその職務を行うについて不法行為責任を負うことが必要であると解される⁽⁵⁰⁾。

この結果、取締役の法令違反行為にもとづき第三者に損害が生じた事例では、会社法 429 条 1 項にもとづく取締役の責任を追及するとともに、民法 709 条にもとづく不法行為責任をも追及し、後者の成立を前提として、会社に対しても会社法 350 条にもとづく損害賠償を請求するというように、複数の請求原因に基づく損害賠償請求がなされる。同一の取締役について、会社法 429 条にもとづく責任と民法 709 条にもとづく責任の双方が認められた例もある⁽⁵¹⁾。

最高裁判所昭和 44 年判決が判示するとおり、取締役の会社法 429 条 1 項に基づく責任と、不法行為にもとづく責任がともに成立すること自体は、否定されるものではない。しかし、繰り返しになるが、取締役が法令違反行為を行ったことは、会社に対する任務懈怠となるにしても、当然にそれが第三者に対する不法行為責任を基礎づけるわけではない。当該行為が第三者に対する不法行為となるためには、不法行為独自の観点からの評価が必要なはずである。上記のような裁判例では、両者の責任根拠と要件事実が明確に区別されないままに責任が認められていないかが懸念される^{(52) (53)}。

(50) 最判昭和 49 年 2 月 28 日判時 735 号 97 頁, 岩原紳作ほか『会社法コンメンタール(8)』22 頁 [落合誠一] (2009 年・商事法務)。

(51) 千葉地判平成 22 年 1 月 28 日判時 2076 号 144 頁 [違法な石油先物取引の勧誘], 京都地判平成 22 年 5 月 25 日判時 2081 号 144 頁および控訴審大阪高判平成 23 年 5 月 25 日労働判例 1033 号 24 頁 [過酷な勤務形態の放置], 東京高判平成 22 年 11 月 25 日判時 2107 号 116 頁 [裁判所の仮処分命令に反したホテルの会場使用の不当拒絶] など。

(52) 片木晴彦「取締役の第三者に対する責任と不法行為責任」潮見佳男・片木晴彦編集『民・商法の溝を読む』213 頁 (2013 年, 日本評論社)。

(4) 非営利法人の理事の第三者に対する責任

上述のように、非営利法人の理事がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う旨の規定は、今日多くの非営利法人に関する法制において定められている。

また、会社法350条(平成17年改正前民法44条)に相当する規定も、一般法人法78条など多くの非営利法人について定められている⁽⁵⁴⁾。

それでは理事の第三者に対する責任について、解釈論上、株式会社の取締役等の場合と比較してその内容や範囲はどのように理解できるか。

いわゆる間接責任事例の場合、非営利法人も法人財産のみが法人の債権者に対する責任財産となるという意味で、有限責任である以上、理事の杜撰な業務執行により、法人の責任財産が毀損し、法人の債権者に損害が生じることについて、債権者を保護する必要性については、営利法人である株式会社と異なる点はないと思われる。代表訴訟などによる理事の責任追及の制度がない非営利法人においては、債権者等第三者による責任追及が理事等の行動の規律付けとして特に重要であるとの指摘もある⁽⁵⁵⁾。理事の経営判断については、株式会社の取締役と比較して、リスクの許容度が限定的となると解する余地があることは既に説明したとおりであるが、それ故に、理事の不当な業務執行が、悪意・重過失による職務の遂行と評価されるべき基準を、取締

(53) 業務執行責任者に対する直接損害、間接損害の外に、業務執行者以外の取締役や監査役が悪意・重過失によってその監視義務を怠った結果、業務執行取締役の悪意・重過失の職務遂行が看過された場合には、業務執行者以外の取締役や監査役についても第三者に対する責任が認められる。紙幅の関係もあり、この点についての考察は省略する。

(54) 農業協同組合法35条の4第2項、水産業協同組合法39条ノ4第2項は会社法350条を準用、中小企業等協同組合法36条の8第5項、社会福祉法45条の17第3項、医療法46条の6の4などで一般法人法78条が準用される。

役の場合と比較して違える必要性があるとは思えない。

非営利法人について、破産手続や民事再生手続が開始された場合には、倒産手続による理事の責任追及と個別の第三者による責任追及との競合が生じうる。上記のようにこの場合に個別の第三者による責任追及を制限すべきか、制限するとしてどの範囲で制限すべきかについては、立法による解決が待たれる。

これに対して、直接損害事例について、特に経営がすでに破綻し、取引や新たな債務の決済の見込みが立たない段階での新たな取引についての責任については、社員の残余財産請求権が認められない非営利法人においては、株式会社と同等のインセンティブのゆがみが生じないとの指摘がある⁽⁵⁶⁾。有限責任制度の濫用の防止の観点から、取締役の場合と同様の義務を理事に課することも考えられるが、株式会社においても、このような事例は、取締役の不法行為責任によって規律すべきという指摘も有力なことを踏まえると、残余財産請求権のない非営利法人における理事の法人に対する任務をあえて強化する必要もないとも思える。

大きな問題としては、むしろ理事の職務の遂行に任務懈怠がある場合（違法な職務の遂行を含む）に、当該任務懈怠が、第三者との関係でも他人の権利または法律上保護される利益の侵害として、不法行為を構成するのはどのような場合かということであろう。従来株式会社の取締役の違法な職務遂行が、第三者の生命・身体を害する場合には、取締役の不法行為責任が肯定されているが、近年では経済的損失についても不法行為責任が認められる事例

(55) 山下徹哉「非営利法人の理事の対第三者責任の意義と機能に関する一考察」NBL1104号68頁（2017年）。一般法人法278条は、一般社団法人について社員の代表訴訟の制度を認め、農業協同組合法41条、水産業協同組合法44条、消費生活協同組合法31条の6、中小企業等協同組合法39条など、協同組合法人では、会社法の代表訴訟の制度が準用されている。社員のいない財団型の法人では代表訴訟の余地はない。

(56) 山下徹哉前掲注(55)67頁。

が生じていることは、既に述べたとおりである⁽⁵⁷⁾。不法行為の成立の如何は、取締役・理事の任務懈怠において問われる法令の保護範囲により定まると考えられ、営利法人・非営利法人によって区別する意義が生じてこないようにも思われる。

5 終わりに

非営利法人に対する法人法制の改革では、公益認定については別個の制度によりつつ⁽⁵⁸⁾、一般法人法にもとづく非営利法人の設立については準則主義により、監督官庁の個別の監督を受けることなく設立が認められることになる。このために、非営利法人の自律的なガバナンスを期待して、株式会社に準じた規定が整備されてきた⁽⁵⁹⁾。他の非営利法人についても一般法人法に準じた規定が整備されつつあるが、なお、理事を監督する諸制度について不一致が見られ、これらの不一致が各非営利法人固有の特性に対応したものと評価できるのかについては、疑問も残る⁽⁶⁰⁾。

本稿では営利法人、非営利法人共通の通則となりつつある、代表者の代表権の制限に対する規律、および理事ないし取締役の法人に対する責任、第三者に対する責任について、営利法人と非営利法人について、共通の解釈を行う余地、あるいはそれぞれの法人の固有の特性にもとづいて解釈を違える余地について検討した。

非営利法人法制については、今後も立法および裁判例の進展が想定される。

(57) 投資家の経済的損失についての不法行為の成立について、突っ込んだ分析を行う論考として、参照、能見善久「投資家の経済的損失と不法行為法による救済」前田庸先生喜寿記念『企業法の変遷』309頁(2009年・有斐閣)。

(58) 参照、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律。

(59) 北村雅史「一般社団法人の機関制度の検討」NBL1104号34頁(2017年)。

(60) 特に、学校法人の理事について、責任規定が整備されていないことの問題点を指摘する論考として、参照、尾崎安央「学校法人のガバナンスに関する一考察」江頭憲治郎先生古稀記念『企業法の進路』343頁(2017年・有斐閣)。

42 - 法人法制についての一考察（片木）

これらを踏まえて改めて考察を期したい。